

筑後市こども計画(素案)に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和7年1月6日(月)～令和7年2月4日(火)
- 2 公表場所 ホームページ、総合案内窓口、市立図書館、こども家庭サポートセンター窓口
- 3 意見提出数 66項目(7人)
- 4 意見提出方法と内訳 電子メール(4人) 電子申請(1人) 持参(2人)
 寄せられた意見とそれに対する市の方針を一覧表にしています。
 内容が同じものについては統合しています。

番号	関連箇所	ご意見の内容(一部修正しています)	市の考え方
1	第1章 計画の策定にあたって	「1計画策定の背景と目的」の7行目『保護者に第一義的責任があるという認識の下』 →子ども基本法第3条5項の基本理念にある同文言は、第三者が親子に対して正当な理由なく介入することを禁止しているものであり、また、行政がその「責任」を果たさせないようにすることを禁止しているものです。また、その「責任」が果たされるよう国や自治体、社会が十分な支援を行うことがうたわれているものです。 この部分は、もう少し丁寧な説明をしないと、保護者等への責任論のみが先行するのではないかと危惧します。	こども基本法第3条には、その基本理念として、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行う」ことが記されていますので文中の表現としていますが、保護者等への責任論を押し付ける意図はありません。
2	第1章 計画の策定にあたって	「1計画策定の背景と目的」の11行目『妊娠期から子育て期、その先の青年期までのライフステージごと』 →こども視点で考えれば、子ども基本法第2条2項1のとおり、「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期、」青年期とすべきであり、妊娠期から子育て期は保護者視点ではないでしょうか。ライフステージごとに必要なサービスや支援は、保護者に対してのみではなく、子どもに対してのものも含まれるはずですが、子どもを中心とした視点での表現が抜けています。	必要な支援やサービスについては、こどもや子育て家庭に対して行うものであり、こども視点をなおざりにしているのではなく、妊娠期からの切れ目ない支援を意図したものです。

3	第1章 計画の策定にあたって	「1計画策定の背景と目的」の13行目『すべてのこどもが未来へ向かって成長できるよう』 →こども計画は、こどもまんなか社会の実現を目指すために策定されるものかと思いますが、上記表現は、こども家庭庁の「自治体こども計画策定のためのガイドライン」にある「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」というこどもまんなか社会の定義からずれていると思われます。つまり、「今」と言う成長過程を大切に作る観点が抜けた表現と思われます。	基本理念に合わせて『すべてのこどもがありのままの自分を大切にして成長できるよう』と表現を変更します。
4	第1章 計画の策定にあたって	「貧困」の定義について 一般的に「こどもの貧困」に関する定義には、「絶対的貧困」と「相対的貧困」があると言われています。政府等による「こどもの貧困」における調査は、どちらかと言えば「絶対的貧困(衣食住・医療・教育)」の率となっています。日本国の子どもたちが抱える貧困は、それに加えてもう一方の「相対的貧困(所得水準等を基本にした)」が大きくあります。親の所得により、「絶対的貧困」は「相対的貧困」を助長してしまい、子どもたちに、負の連鎖を引き起こし、“時間的貧困”“体験の貧困(格差)””つながりの貧困(友達関係や地域の大人たちとの等”を生み出していると思います。このことも踏まえた上で、全般的に計画内に織り込まれることを望みます)。	「こどもの貧困」については、表現等について他にも各種ご意見をいただきましたので、再検討します。
5	第1章 計画の策定にあたって	「貧困」の捉え方を、広義で解釈いただきたい。	「こどもの貧困」については、表現等について他にも各種ご意見をいただきましたので、再検討します。
6	第1章 計画の策定にあたって	「(2)こどもの貧困に関すること」の5行目『国や地域社会…大きな社会的損失となる可能性があります。』 →貧困家庭で育った子どもは、社会に貢献できる大人に成長できない可能性があるというメッセージを与えてしまう表現です。	「こどもの貧困」については、表現等について他にも各種ご意見をいただきましたので、再検討します。
7	第1章 計画の策定にあたって	「(2)こどもの貧困に関すること」7行目「こどもたちが未来に希望を持てる」 →こどもの貧困の問題は、選択肢の幅を狭めることが問題です。また、子どもたちが未来に希望を持てるか否かは、経済的な問題だけではないため、経済的な問題を解消すれば未来に希望が持てるという安易な考えに結びつかないように表現の変更を求めます。	「こどもの貧困」については、表現等について他にも各種ご意見をいただきましたので、再検討します。

8	第1章 計画の策定にあたって	「(2)こどもの貧困に関すること」の図 →一人のサイクルになっており、世代間連鎖のイメージにつながりません。また、「進学をあきらめる」とありますが、これは、将来形成の上で進学必要が前提となった表現です。また、「進学をあきらめる→就職が困難」は、学歴重視を助長する表現となり、学歴が無いと就職が難しくなるという意味に取れかねず、学歴重視思想をメッセージとして与えてしまう表現になると思います。繰り返になりますが、進学だけでなく、選択肢が狭まるということが貧困の問題です。	学歴重視をメッセージとして与える意図はありません。一つの例として、(進学を含め)選択肢の幅が狭まることを意図したものでしたが、「こどもの貧困」については、表現等について他にも各種ご意見をいただきましたので、再検討します。
9	第1章 計画の策定にあたって	「(3)ヤングケアラーに関すること」 →ヤングケアラーの定義をはねまる君の抱えるボードに書かれていますが、文章の出だしだけを読むと、家族の世話をすることが「悪い事」と受け取られかねません。はねまる君のボードの説明を冒頭に持ってきて、「全国規模の…ほぼ毎日世話をしていました」をはねまる君のボードに入れてはいかがでしょうか。 また、「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をせざるを得ない背景が書かれていません。 背景の例が無いと、この子は「ヤングケアラー」かもしれないという発想は難しいと思います。	表現等を再検討します。
10	第1章 計画の策定にあたって	「(3)ヤングケアラーに関すること」10行目「聞いてあげられることが大切」 →子どもの話を聴くことが大切なのか、聴くことができる大人側の体制や心づもりが大切なのか分かりません。また、対象が、子どもに関わる人や、お世話を受ける家族に関わる人、つまり、いわゆる支援職が想定されているのかと思いますが、最後には「こどもがこどもでいられるまちをみんなでつくっていく必要があります」と結ばれています。支援職が対象であれば、子どもが相談したいと思った時に話を聴くだけで良いのでしょうか？ 支援職だけでなく、社会全体としてヤングケアラーの存在を理解し、子どもたちがつらいときや困った時に、そのことを受け止め、支援につなげられるようにする社会体制が大切だと思います。	ご指摘いただきました部分については、支援職を想定したものではありません。ご意見のように社会全体として支援する体制が必要だと考えます。表現については、伝わりやすいように再検討します。
11	第1章 計画の策定にあたって	(4)こどもの居場所に関すること 居場所の数と、自己肯定感、将来への希望、今の充足感、チャレンジ精神、社会貢献意欲には相関関係があるという子供・若者白書からの抜粋かと思います。同じような傾向ではありますが、一つのグラフで全てをまとめて表現してしまうと、的確な表現ではなくなるのではないのでしょうか。	グラフの代わりにわかりやすい表現を再検討します。

12	第1章 計画の策定にあたって	ちくご市こどもの未来応援宣言 →「いつまでも住み続けたいと思われる」の表現は、こどもまん中社会の考え方にそぐわないと考えます。子どもを応援することと、住居定着については別次元の話であり、定住促進するために子どもを応援すると受け止められかねない表現だからです。 応援宣言そのものはすでに発布されているものですので、その文言を変更することは難しいと思いますが、子ども計画の中でこの文言を再掲する必要はないのではないのでしょうか。	「筑後市の動向」として、本計画策定と「関連する」と思われる事実を記載したののですが、ご意見を踏まえて再検討します。
13	第1章 計画の策定にあたって	第1章 計画の策定にあたって 5計画の対象（P7）「・その他平仮名以外の表記を使用する必要」の記載は、「・その他平仮名以外の表記を使用する必要がある場合」と記載した方がよいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり変更します。
14	第1章 計画の策定にあたって	計画の位置づけ 関連計画や法、その優位性なども示していただきたいです。	現在は、第4章「具体的施策の展開」それぞれのページに関連計画を記載していますが、ご意見を踏まえて再検討します。
15	第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況	「第2章本市の子ども・子育てを取り巻く現状」 1統計による本市の状況の(1)～(5)に加えて、 ●「児童の不登校の現状」の統計を加えられないか。	第2章の1「統計による本市の状況」については、国勢調査や住民基本台帳等のデータにもとづく、子どもや子育て世帯に関する全体的・一般的な状況をお示ししています。
16	第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況	(P15)2これまでの主な取り組みとその成果 P16.(3)学童期からの「生き抜く力」の育成 ○学校教育の充実 ●筑後市内小学校合同鑑賞会(舞台芸術鑑賞の機会)を継続開催してきたことを加えていただきたい。(小学校並びに教育委員会の指導・協力のもと、平成16年度より最低年に1度は、サザンクス筑後にて全学年鑑賞の実績。令和4年以降は、奇数学年にて実施)	ここでは、第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画を振り返る意味で、計画で示した内容について主な取り組みと成果を記載しています。
17	第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況	第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 2これまでの主な取り組みとその成果 (P15～17)に記載される項目内容に市が直接実施したものだけでなく、民間団体等の取り組みも把握して記載し、直接実施できていないことを明確に記載した方がよいのではないのでしょうか。	ここでは、第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画を振り返る意味で、計画で示した内容について主な取り組みと成果を記載しています。

18	第3章 計画の基本的な考え方	「第3章計画の基本的な考え方」 P19.1基本理念(0-4番目「参加する権利」)の文言について ●「すべてのこどもが自由に意見を表明し、休息及び余暇、文化的な生活及び芸術に自由に<u>参加する権利</u>を有し、その意見が尊重されることで自己肯定感を高め、社会の一員として成長していくまちをめざします。」(上記、下線部分を加えていただきたい) (こどもの権利条約の「参加権」に関しては「意見表明権」が取りだたされますが、意見が言いたくても言えない、思いつかない今の子どもたちの現状があり、31条にあるこの「参加する権利」こそ、体験機会の提供をとおして自分の意見を持ち、表明し、自己肯定感へという道筋が必要です。そのための第一義的課題であると考えます。)	ご意見をいただいた権利も含まれることを認識しておりますが、ここでは子どもの権利条約の4つの原則を引用しております。事業実施に当たっては、様々な意見に耳を傾け取り組みを進めてまいります。
19	第3章 計画の基本的な考え方	基本目標1には、視点5も「守られる権利」として当てはまるのではないのでしょうか。	どの項目も、基本的には全体にかかわるものであるため、視点としていた表現を改め、計画全体を考える上での「基本的な考え方」として整理し、紐づけについては削除します。
20	第3章 計画の基本的な考え方	基本目標2の「人財」と言う表現は、暗に「役に立つ大人になれ」と示唆しており、こども視点ではありません。「未来を切り拓く力の育成」の方がよろしいのではないのでしょうか。	基本目標は県の計画を踏まえて作成したものです。市では「子は社会の宝」と捉え、県の表現にならっています。
21	第3章 計画の基本的な考え方	基本目標3は、視点1も必要ではないのでしょうか。	どの項目も、基本的には全体にかかわるものであるため、視点としていた表現を改め、計画全体を考える上での「基本的な考え方」として整理し、紐づけについては削除します。
22	第3章 計画の基本的な考え方	基本目標2の基本施策 →3に、学童期からのこどもの生きる力の育成はありますが、生きる力を養うのは、新生児期や乳幼児期にも必要です。学童期からとしているのはなぜでしょうか。学習指導要領にはそのように書かれているのかもしれませんが、子ども基本法第2条2項1にそぐわなくなります。生きる力を養うためには、積み重ねが必要であり、学童期から発生するものではありません。	基本施策3を「こどもの生きる力の育成」に変更し、幼児期からの必要性や取り組みなどについて加筆します。

23	第3章 計画の基本的な考え方	第3章 計画の基本的な考え方 3施策体系(P21)体系図の基本目標とP19に記載されている「子どもの権利条約」に定められた「4つの柱」と一致していないように感じます。再検討した方がよいのではないのでしょうか。	市のこども計画は、こども大綱や県のこども計画を勘案して作成することとされており、施策体系については県のこども計画の体系に準じて作成しています。
24	第4章 具体的施策の展開	1 全てのこどもが持つ権利の保障 (1)こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進 〔方向性・具体的な施策〕 2.こどもの権利について学ぶ取り組みの推進 ・「各学校における教育活動全体を通じて、人権・同和教育の推進を図ります」の主語が不明確です。 ・子どもの権利については、人権の中に含まれるものではありませんが、現段階でその認識の方は少ないと思われます。そのため、人権・同和教育の推進とは別に、子どもの権利について学ぶ機会を作る必要があります。 ・「こどもの権利について」子ども自身も、教員も、同様に学ぶ必要があります。(担当課は社会教育課も加えてよいと思います。) ・子どものアドボカシーを保障する機関や、子どもの権利が守られているかチェックする第三者委員会の設置も必要かと思います。	ご意見を踏まえ再検討します。
25	第4章 具体的施策の展開	1 全てのこどもが持つ権利の保障 (1)こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進 ◎追加希望 具体的な施策 3として、「リプロダクティブヘルス/ライツについての研修・啓発を大人・子どもについて行います」	貴重なご意見として承ります。まずは、ホームページ等での啓発に努めてまいります。
26	第4章 具体的施策の展開	1 全てのこどもが持つ権利の保障 (2)こどもの意見表明とその尊重 ◎追加希望 具体的な施策 2 こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくり 内容に、「子どもアドボカシーについての研修・啓発を大人・子どもについて行います」	貴重なご意見として承ります。まずは、ホームページ等での啓発に努めてまいります。

27	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の確保 〔具体的な施策〕 1知識の普及と保健指導の充実 →知識の普及の中には、リプロダクティブヘルス／ライツの視点が必要であり、健康づくり課、学校教育課、男女共同参画推進室が一体となって取り組むべき内容であると思います。	貴重なご意見として承ります。まずは、ホームページ等での啓発に努めてまいります。
28	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の確保 全ての乳幼児健診に心理職の配置と、5歳児健診の実施が必要です。 また、シームレスな就学支援としても、キンダーカウンセラーによる保育所訪問事業(保育所訪問相談)も早期介入(支援)の糸口となります。	現行の乳幼児健診に加え、5歳児健診を行うこと等は、発達障害等の早期発見に資することに繋がると市としても理解しておりますが、その具体的手法や時期については今後の検討事項とさせていただきます。
29	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (3)学童期からのこどもの生きる力の育成 〔具体的な施策〕 1 確かな学力の向上 内容の1つ目 →主体的・対話的な学びよりも、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」を重視するということでしょうか。「どのように学ぶか」の中には、アクティブラーニングも入ると思うのですが。	「より」は比較の意味で使っておりませんが、誤解を与えないように表現を変更します。
30	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (3)学童期からのこどもの生きる力の育成 〔具体的な施策〕 1 確かな学力の向上 →不登校児童の学習保障についての項目がありません。	ご指摘の内容については、ICTを効果的に活用した授業や家庭学習の習慣化の推進に含んでおります。

31	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (3)学童期からのこどもの生きる力の育成 〔具体的な施策〕 P32.◎様々な文化芸術や伝統芸能等を鑑賞する」筑後市内小学校合同鑑賞会」を開催し、また「アートスタート・アートミーツ事業」をとおして、学校や地域で、演劇や音楽に触れる機会を提供するなど文化活動を充実します。 (上記、下線部分を加えていただきたい) (この事業は、小学校並びに教育委員会と筑後市文化振興公社が共同して開催しているものであり、また他欄の表記に「ブックスタート事業」という具体的な事業名も掲載されていることから、市の指定事業である「アートスタート・アートミーツ事業」は、ぜひとも掲載いただきたい。)	個別具体的な内容については、記載を控えておりますが、実施にあたっては、検討をしてみたい。
32	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (3)学童期からのこどもの生きる力の育成 〔具体的な施策〕 2 豊かな心の育成 内容の6つ目 →ブックスタートは、学童期ではなく、4ヶ月健診で行う事業ではないでしょうか。	基本施策3の「学童期からのこどもの生きる力の育成」については「こどもの生きる力の育成」に変更します。
33	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (3)学童期からのこどもの生きる力の育成 〔具体的な施策〕 3 健やかな体の育成 →不登校児の健康診断の実施などの対策が必要ではないでしょうか。また担当課が、学校教育課のみですが、この項目の内容は、社会教育課や健康づくり課も関係するのではないのでしょうか。	今後の検討課題とさせていただきます。担当課は、加筆します。
34	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (4)こどもの成長を支える環境の整備 →子どもの成長を支える環境の中には、子どもが相談できたり、子どもからの相談を受けたりすることができる環境が必要です。また、子どもや大人に、相談先の周知啓発も必要です。	こどもや若者に向けた様々な相談先の周知は各課で行っておりますので、今後も継続いたします。

35	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (4)こどもの成長を支える環境の整備 2024年度の小中高生の自殺は過去最多となっており、インターネット利用とも深く関係しています。追い詰められた子どもたちを守る機関や、ゲートキーパーに関する啓発や情報提供が大切かと思ひます。 また、子どもとメディアの関係はすでに乳幼児期からスタートしています。妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの段階においても今以上に積極的な啓発が必要かと思ひます。	ご指摘のとおり、メディアが子どもに与える影響は大きいものと認識しています。成長段階に応じた健全なメディアとの接し方について啓発が必要と考えます。
36	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (5)こどもの新たなチャレンジの応援 [具体的な施策] ◎追加希望 3として「運動や体験など不登校の子たちが利用しやすいプログラムを実施します」	現在掲げている施策については、対象を限定しているものではありません。参加したい方が情報を得やすいような周知に努めます。
37	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (7)居場所づくりの推進 学校内の居場所、不登校児の居場所、若者の居場所についての取り組みの記載がありません。 また、民間との連携も必要と思ひます。 現時点で居場所を運営している団体への支援を企画調整課や協働推進課などが協力してガバメントクラウドファンディングを計画しても良いのではないのでしょうか。	「こどもの生きる力の育成」に、校内外の居場所づくりや相談支援体制強化について加筆します。 また、ガバメントクラウドファンディングは、財源の確保においてのひとつの手法のご提案として承ります。
38	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (7)居場所づくりの推進 →学校内の居場所、不登校児の居場所、若者の居場所についての取り組みがありません。また、民間との連携も必要と思われまひます。	「こどもの生きる力の育成」に、校内外の居場所づくりや相談支援体制強化について加筆します。
39	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (7)居場所づくりの推進 ◎追加希望 現状と課題 二行目に追加。「特に不登校の子達は孤立するリスクが高いので、不登校の子達が利用しやすい居場所作りが急務です」 具体的な施策 取り組みNo5として、「不登校の子たちの居場所」	「こどもの生きる力の育成」に、校内外の居場所づくりや相談支援体制強化について加筆します。

40	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (7)居場所づくりの推進 不登校の子どもたち、学校に行き辛く感じ、学校や家庭に安心して過ごせる居場所がないと思っている子どもたちが増えていると思います。そのような子どもたちが、歩いて行ける範囲(行政区)に最低1箇所、公民館等を活用して全ての行政区に安心して過ごせる居場所を運営されること(直接実施ができれば積極的な運営支援)を計画に盛り込まれるよう要望します。全ての行政区が困難であれば、小学校区に1箇所できないでしょうか。	貴重なご意見として承ります。
41	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (7)居場所づくりの推進 不登校のこどもの居場所について言及されていません。学内での居場所と支援体制の充実、学外の居場所支援も必要です。別室登校、教育支援センター登校、民間の居場所利用、いずれにも繋がっていない児童・生徒の居場所支援や学習機会の保障は喫緊の課題です。 また、ひきこもりの居場所支援は筑後市の大きな課題だと感じています。	校内外の居場所づくりや相談支援体制強化について加筆します。 実態把握については、こどもに加え若者のニーズを把握できるよう努めます。
42	第4章 具体的施策の展開	2成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成 (7)居場所づくりの推進 実態把握のみではなく、情報発信も必要かと思います。	貴重なご意見として承ります。

43	第4章 具体的施策の展開	◎追加希望 「3 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援」に (6)不登校の子どもなどへの支援 を一項目追加してほしい。 1 学び続けるための学習保障 ○校内フリースクール ○自宅や別室からのオンライン学習 ○公民館などを利用した学習 学校教育課など 2 健康保障 ○学校外でも負担なしで受けられる健康診断 市民課 3 保護者支援 ○学校単位での親の会 ○通信制・定時制高校などの説明会や見学会 学校教育課 こども家庭サポートセンター 4 フリースクール利用などへの経済的負担の軽減 ○フリースクールや塾の利用をする際の経済的補助 学校教育課 社会教育課	貴重なご意見として承ります。
44	第4章 具体的施策の展開	3 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援 養育支援訪問事業が入っていません	「成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成」の具体的な施策「乳幼児家庭訪問の実施」に含めて記載しております。
45	第4章 具体的施策の展開	3 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援 (4)障害のあるこどもへの支援 →3歳児健診では発見しづらい発達障害等もあり、5歳児健診や認定されている子以外の相談にも乗れる保育所等訪問支援が必要と思われます。	現行の乳幼児健診に加え、5歳児健診を行うこと等は、発達障害等の早期発見に資することに繋がると市としても理解しておりますが、その具体的手法や時期については今後の検討事項とさせていただきます。
46	第4章 具体的施策の展開	3 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援 (5)ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援 1ヤングケアラー把握のための実態調査 →不登校児の中には、ヤングケアラーの可能性が高い児童生徒が含まれていると思いますが、学校を通じて行うアンケートで実態把握ができますか？また、ケアラー自身が気づいた後の対応や相談先等の啓発、フォローはどうするのか、指針がある方が良いと思います。	貴重なご意見として承ります。

47	第4章 具体的施策の展開	3 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援 (5)ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援 4 外国人のこども等への支援 →日本語教室の開催や、外国にルーツを持つ子ども同士の交流、外国人の保護者らに対する定型的な通知文(入学式、卒業式、就学援助など)に対しては多言語対応の必要性があるのではないのでしょうか。	貴重なご意見として承ります。
48	第4章 具体的施策の展開	リプロダクティブヘルス・ライツの視点による教育が必要と思います。	まずは、ホームページ等での啓発に努めてまいります。
49	第4章 具体的施策の展開	4結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援 (2)出会い・結婚応援の推進 恋活を地域おこし協力隊がしているが、子どもの居場所づくりなどで若者向けのイベントをした方が効果はあるのではないかと。	貴重なご意見として承ります。
50	第4章 具体的施策の展開	4結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援 (5)地域や家庭でこどもを育む環境づくり 「子育て世帯の孤立化」は、乳幼児期の子育て世帯のみならず、学童期や思春期の子どもがいる家庭も、地域コミュニティが希薄化した現代では孤立しがちです。全ての発達段階にある子どもの子育て支援拠点の充実を望みます。	貴重なご意見として承ります。
51	第5章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保方策(第3期子ども・子育て支援事業計画)	第5章 事業量の見込みと確保方策 ⑩児童育成支援事業(P74)については、支援が必要な児童等の数を令和7年度16人とし、8,9年が同じく16人、10年度は1人少なくなったのに11年度は22人に増えるような量の見込みと確保方策は適切でしょうか。養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等は現状でも16人よりはるかに多いと思われ、量の見込みが著しく少なく、確保方策も全ての量の見込みに追いつけない状況になる恐れがあると考えます。他の項目も再検討する必要があるのではないのでしょうか。	「量の見込み」については、国から指定された算出方法に基づき算出したものです。 また、この事業はまだ始まっていないため、見込みと事業開始後の実際の量に差がでることもあられると思われるので、他の項目も含めて、必要に応じて見直しを行います。
52	全体	こども計画は、様々な施策に横ぐしを入れることが目的だと思われそうですが、第4章の具体的施策の展開の担当課には、単課しか書かれていないものが多いため、複数課にまたがる取り組みを図る必要があるのではないのでしょうか。	施策体系の「基本目標」や「基本施策」を横ぐしとして、各課が取り組むこども施策を集約する形で記載しています。

53	全体	こどもまんなか社会とはどういうことなのか、そういった社会を目指すことでどうなるのかということが明記されていないため、目指すビジョンが分かりにくいと感じました。	「こどもまんなか社会」については、国の大綱にならった説明を加えることとします。
54	全体	里親家庭、外国にルーツを持つ子どもの家庭などに対する施策、乳幼児期のこども、障害児(聴覚障害児や肢体不自由児など)や医療的ケア児に対する施策が抜けており、若者(高校生以上)から声を聴く機会や施策も抜けていると思いました。	加筆することについて検討します。事業実施にあたっては、ご指摘の点に配慮しながら取り組みを進めます。
55	第6章 計画の推進に向けて	計画の指標 7 →「こどもに関することは、当事者であるこどもの意見を聞いた上で決定すべきである」と思うこどもの割合は、現状値でも89.1%と高く、目標値も現状維持としています。それならば、そう思う大人の割合を増やすことを指標とするか、「こどもに関することは、当事者であるこどもの意見を聞いた上で決定されている」と感じている子どもの割合を増やすことを指標とすべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ表現については再検討します。
56	第6章 計画の推進に向けて	第6章 計画の推進に向けて 3計画の指標(P78)に掲載されている指標の目標値については、「現状維持」ではなく、全ての指標の目標値を90%とするべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ表現については再検討します。
57	第6章 計画の推進に向けて	計画の指標の計り方(アンケートを取るのか、具体的に尋ねるのかなど)どのような方法で調査するのも明記し、当事者の評価を得るようにしていただきたいです。	次期計画策定時(計画最終年度)にアンケートを実施予定ですので、「計画の指標」にその旨明記します。
58	全体	計画に具体的な指標数値や期日などを入れるのは難しいのでしょうか。評価がしにくいと思います。	ご指摘の内容については、それぞれの担当部署で進捗管理・評価を行っていきます。
59	全体	大人は漢字が読めるが、子どもが読めないのでふりがなを振ってほしい。子どもにもわかるような内容の概要版を作ってほしい。	子どもにもわかりやすいよう、概要版(ふりがな有)を作成する予定です。

60	全体	「文化・芸術(+スポーツ)」に関する計画をもう少し打ち出していけないか？ 教育委員会のもと、指定管理者として“文化・芸術”をとおした「まちづくり」「世代の担い手づくり」の業務にあたる立場のものとして、とりわけ社会教育と学校教育の担当課の分類において、全般的に“文化・芸術(+スポーツ)”の体験機会・計画の表記が薄く感じられます<32ページ・37ページのみ>。「筑後市こども未来応援宣言」においては、最初に「こどもたちの夢を育みます～自然・文化・スポーツ体験の機会の提供～」が、一部にあげられています。公益財団法人筑後市文化振興公社の事業内容は、数育委員会のもと、学校教育課並びに社会教育課を横断した筑後市指定による事業を行っていますので、その具体的な事業も掲載していただきたいと考えます。	貴重なご意見として承ります。
61	全体	○リプロダクティブヘルス/ライツについても本計画で言及してほしい。 学校には、はだめ規定があり「妊娠に至る経過を扱わない」が、性に関することを正確に知することは子どもの権利でもある。自分や周りの人を守るためにもリプロダクティブヘルス /ライツは必要だ。 家族間でもなかなか話題にしにくいテーマなので、不登校の子にも届く方法を検討してほしい。特性があり、人との距離感を掴みにくい、はっきりと言われないと相手が嫌がっていても理解できないという子たちも、不登校の子たちの中には多い。性に関することは大ごとになってしまっていて、中学卒業後の進路選びもかなり厳しくなってしまうので。	貴重なご意見として承ります。まずは、ホームページ等での啓発に努めてまいります。
62	全体	前回の子ども計画に比べて、不登校についてはほとんど触れられていません。不登校の子どもの数はかなり増えています。 不登校の子たちの居場所作り、校内フリースクール、アウトリーチ、無料で受けられる学習保障や、体験保障などに取り組んでほしい。 フリースクールや通信制高校サポート校の費用補助などがあると選択肢が広がります	「こどもの生きる力の育成」に、校内外の居場所づくりや相談支援体制強化について加筆します。

63	全体	○前回の子ども計画よりも不登校についての言及が減っている。前回よりも不登校児童数が圧倒的に増えていることも踏まえて、不登校児童や不登校の児童を抱える家族への支援をさらに明記すべき。 不登校の子ども達が残されているのは教科学習だけではない。多くの不登校の子ども達が健康診断を受けられない状態にある。そのため、脊柱側弯症など早期に発見すれば対応できる障害が見逃され、一生の健康障害につながることもある。虫歯、視力低下なども気が付かれにくい。 これは、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」すら満たされていないといえる。 不登校の子ども達が学校の外で、保護者の自己負担なく安心して健康診断を受けることができるように整備してほしい。 また、学校に行けなくなると成長に必要な様々な体験の機会も喪失してしまう。校外学習や、文化体験、運動の機会、修学旅行、ボランティア体験、職業体験などに行きたくても参加できない状態にある。誰が不登校の子ども達にそのような機会を提供してくれるのか。不登校の子どもについては、家庭に全ての責任が負わされていると言っても過言ではない。 ところが、保護者も不登校の子どもを抱えて、就労継続が困難になったり、鬱など体調不良になることも民間団体の調査で明らかになってる。 子どもに栄養価の高い食事の提供をすることすらできず、「給食を取りに行きたい」という保護者もいる。給食費を払いながらも、子どもは家で食事をとることも珍しくない。 不登校になる要因は様々だ。不登校状態になることは、子ども達からのSOSととらえ、こども家庭サポートセンター、学校教育課、社会教育課、福祉課、人権・同和対策室、市長公室、企画調整課、市民課など横断的に対応にあたってほしい。	貴重なご意見として承ります。
----	----	--	-----------------------

64	P23～60	第4章 具体的施策の展開 で23ページから60ページに掲載されている具体的な施策の表の内容欄に記載されている文面を再検討した方が良いと思われます。この計画の推進により、市が直接実施するのであれば、「行います」「実施します」「提供します」等の記載で良いのですが、民間団体等が実施している事業を間接的に支援するものであれば、「支援します」「助成します」等の記載に訂正すべきではないかと考えます。(例:P43こどもの学習支援事業の推進については、現在、生活に困窮する世帯に属する中学生等に対し、「学習支援」や「生活習慣・育成環境の改善支援」を実施しているのは、母子寡婦福祉会や社会福祉協議会が市の支援を殆ど受けずに行っており、この記載であれば、市が直接「学習支援」等の場を実施するようになると読み取られます。今後も現状と変わらず、間接的な支援にとどまるのであれば、「民間団体等が行う学習支援等の取り組みを支援します」と記載した方が良いと思われます。)	本計画については、市が実施をするものを記載しています。ご指摘の内容についても市が実施している事業について記載をしているものです。また母子寡婦福祉会が行う学習支援については、「ひとり親家庭への支援」の項目の中で、市としては、周知を行っていることを記載しております。
		「市民」「民間」等の連携の姿を、表現してよいのでは？ *市としてのこども計画でありますので、その立場上、市(各課含む)が主催して開催する事業名等は、この計画案の全体も含めて謳われていると思います。例えば、社会教育課が主催して行う「夏休みこどもチャレンジ教室」(P37)等です。 ほか、言葉・表現として多く見られるのは「支援します」「推進します」あるいは「推進に取り組みます」「指導・助言を行います」「提供します」「努めます」等かと思受けます。 この言葉の先に、対象となる子どもたちの姿がある訳ですが、その現場を子どもたちと共に作っていくのは、大人の姿であり、地域の住民や団体の方々だと考えます。各方針・計画等において、「担当課の名称」が記載されており、項目末に「関連計画」が記載されておりますが、その方針・計画を、いわゆる「自助・共助・公助」の考え方にもとづき、市民や団体と結びつき実現させるといった表記が追加できると、この「こども計画」そのものが、市本位ではなく、市民も一丸となって遂行していくイメージが取れるのではないかと思います。	貴重なご意見として承ります。

65	全体	「これはあくまで基本計画だから」なので、具体的施策の展開に上記のことを織り交ぜるは難しいとは思いますが、この計画を具現化していくためには、市民が、「私が何をしたらいいだろう」「私には何ができるだろう」「私は、コレなら出来るかな?」と思ってもらい、参加・参画できる道筋もやはり描かなくてはと思います。 そこで (P77)「第6章計画の推進に向けて」の項が問われると思います。 1計画の推進体制の具体化 に記載されている市機関と関係機関(民間・個人等含む)の推進体制の具体化が必要だと考えます。パブリックコメントの開示後には、おそらく関係機関の会議等が開催され、この「こども計画」が決議されるのでしょうか、こどもたちは大前提ですが、市民に向けた広報周知が大切だと思います。決議後に「作ったげな」「出来たげな」ではなく、「さあ、始めよう」と言った気運を決議前に醸成できないかと思います。 2計画の進行管理 「審議会」的なものが必要かと思います。 公募により、その機関が作られることを望みます。 3.計画の指標 指標は最低限必要なものですが、数値の裏付けとなる様々なエピソードも踏まえて公開され、へとつなげていただきたいです。	
66	全体	「アンケート調査」という表現がありますが、参考資料として、どのような内容のアンケートを、誰に対して行ったアンケート調査したものなのか、アンケート内容と結果等を掲載していただきたいです。	アンケート結果の概要について掲載することを検討します。